

## 06 資格確認書の有効期限が切れます

現在交付している資格確認書の有効期限が令和8年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

問 保健福祉課社会福祉室国保医療係

## ■令和8年8月以降に使える「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を7月中に交付します。

### ①【資格確認書（はがき型）】が届く方

- 85歳以上の方
- 84歳以下の方で、マイナ保険証をお持ちでない方

### ②【資格情報のお知らせ（A4サイズ）※】が届く方

- 84歳以下の方で、マイナ保険証をお持ちの方

※資格情報のお知らせは、自身の資格情報を把握するためのものであり、資格情報のお知らせのみで医療機関等の受診はできません。  
また、資格情報のお知らせが届いた方であっても、なんらかの理由によりマイナ保険証での受診が困難であると申請された方には、資格確認書を交付します。資格確認書の交付を希望される方は、資格確認書交付申請書を役場窓口にご提出ください。  
なお、資格確認書交付申請書は、市区町村の窓口でお渡ししているほか、広域連合のホームページにも掲載しています。

## ■医療機関への受診方法について

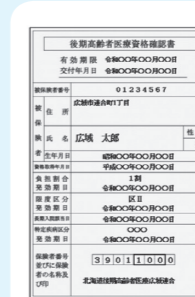
届いた書類によって、病院や薬局での受付方法が変わります。

### 資格情報のお知らせが届いた方



マイナ保険証  
で受診してく  
ださい

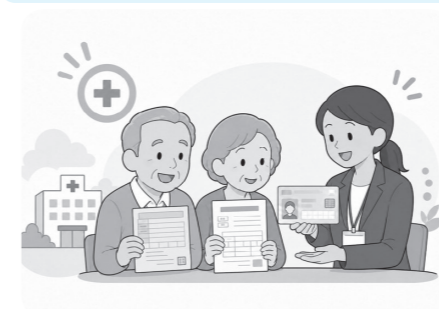
### 資格確認書が届いた方



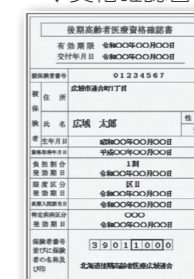
資格確認書で  
受診してくだ  
さい。

## 医療機関でマイナ保険証が読み取れない場合の受診方法

マイナ保険証とあわせて「資格情報のお知らせ」を提示することで、医療機関を受診することができます。



### ▼資格確認書



### ▼資格情報のお知らせ



北海道後高齢者  
医療広域連合  
ホームページ



## ■資格確認書に限度区分等を記載することができます

資格確認書の以下①～③の欄については、本人が希望する場合、役場窓口で申請することにより併記することができます。

これまで、入院や高額な治療を受ける際には、自己負担限度額の適用を受けるために「限度額適用認定証」などが必要でしたが、この制度は廃止されました。これからは資格確認書に限度区分等を記載しておくことで、資格確認書1枚で医療費の自己負担限度額が適用されます。

※既に記載されている方は更新時に引き継がれます。

限度区分	自己負担割合	対象者
現役Ⅲ	現役並み所得者 3割	住民税の課税所得（注1）が690万円以上の被保険者と、同一世帯にいる被保険者の方
現役Ⅱ		住民税の課税所得（注1）が380万円以上の被保険者と、同一世帯にいる被保険者の方
現役Ⅰ		住民税の課税所得（注1）が145万円以上の被保険者と、同一世帯にいる被保険者の方
一般Ⅱ	一定以上所得者 2割	以下の（1）と（2）両方の要件に該当する方 （1）同一世帯に住民税の課税所得（注1）28万以上145万円未満の被保険者の方がいる。 （2）同一世帯の被保険者全員の「年金収入+年金以外の合計所得金額（注2）」の合計金額が ・被保険者1人の場合 → 200万円以上 ・被保険者が2人以上の場合 → 320万円以上
一般Ⅰ	1割	住民税課税世帯で一般Ⅱに該当しない方
区Ⅱ		世帯全員が住民税非課税であり、区Ⅰに該当しない方
区Ⅰ		世帯全員が住民税非課税であり、以下のいずれかに該当する方 ・世帯全員の所得が0円（注3） ・高齢福祉年金を受給している方

（注1）「課税所得」とは、住民税納税通知書の「課税基準」の額（前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除（基礎控除や社会保険料控除等）を差し引いた後の金額）であり、確定申告書（所得税）に記載された課税される所得金額とは異なります。

（注2）給与所得がある場合は、給与所得金額から10万円を控除します。

（注3）公的年金控除は80万6,700円を適用します。給与所得がある場合は、給与所得金額から10万円控除します。

※マイナ保険証をお持ちの方はマイナポータルから限度区分等を確認できます。

①限度区分…医療費が高額になったときの自己負担限度額や入院した時の食事代などの区分を示しており、前年の所得に応じて決まります。

②長期入院該当日…直近12か月の入院日数が90日を超える市民税非課税世帯（区Ⅱ）に該当し、申請により認定を受けている方のみ記載できます。

③特定疾病区分…特定疾病療養受療証をお持ちの方で資格確認書に併記を希望する場合は、申請により記載できます。  
資格確認書の表記は以下のとおりとなります。

特定疾病区分	認定した疾病名
区分A	人工腎臓を実施している慢性腎不全 (腹膜灌流のみを実施し人工腎臓を実施していない慢性腎不全を含む)
区分B	血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ印紙障がいまたは先天性血液凝固第Ⅸ印紙障がい（いわゆる白血病）
区分C	抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群 (HIV 観戦を含み、厚生労働省大臣の定める者に係るものに限る。)